

保育所等での医療的ケア児等の 支援に関するガイドライン

令和 7 年 3 月

筑後市 児童・保育課

1. ガイドラインの趣旨・目的.....	2
2. 対象となる児童.....	2
3. 医療的ケアの概要.....	2
(ア) 医療的ケアの内容.....	2
(イ) 看護師が提供できる医療的ケア.....	3
(ウ) 保育士が提供できる医療的ケア.....	3
4. 入所までの手続き.....	3
5. 実施計画の策定.....	4
6. 医療との連携.....	4
7. 保護者の了承事項.....	4
8. 保育ニーズの早期把握に向けて.....	5
○筑後市医療的ケア児保育支援事業実施要綱.....	6

1. ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは、医療的ケアを必要とする児童とその家族が、保育所等(筑後市内に所在する保育所及び認定こども園で、市長が医療的ケア児の受入施設として認めるものをいう。)へ入所を希望する際に必要となる基本的事項や留意事項等を示すことにより、適切な保育環境を整えて、医療的ケア児の円滑な受け入れ及び支援が図られ、安全に受け入れを行うことを目的とする。

市は、医療的ケア児が他の児童とともに保育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携をとり、切れ目なく支援することを目指す。

◆本ガイドラインにおける医療的ケア及び医療的ケア児の定義

医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。 (医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第1項)
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。(筑後市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第1条)

2. 対象となる児童

保護者が就労等のため保育が必要な医療的ケア児であって、市長が集団保育が可能であると認めた児童とする。児童の年齢は、3歳児クラス以上を対象とする。

3. 医療的ケアの概要

(ア) 医療的ケアの内容

保育所等で行う医療的ケアとは、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療行為を想定しており、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない。

医療的ケアの具体例としては、次のようなものが挙げられる。

- ・人工呼吸器による呼吸管理
- ・喀痰吸引(口腔・鼻腔内・気管カニューレ内部)※気管切開部の衛生管理
- ・経管栄養(胃ろう・腸ろう・経鼻)※経管栄養部の衛生管理
- ・導尿
- ・インスリン注射 ※血糖値測定
- ・その他、市が実施可能と認めた医療行為

(イ) 看護師が提供できる医療的ケア

医師法第 17 条において、「医師でなければ、医業をなしてはならない」とされており、看護師は医師の指示の下、医療的ケアを実施する。また、気管カニューレの事故抜去等の緊急時であって、すぐに医師の治療・指示を受けることが困難な場合においては、対応後速やかに医師に報告することを条件として、医師の指示がなくても看護師が臨時応急の手当てとして再挿入することが認められている（平成 30 年 3 月 16 日厚生労働省医政看発 0316 第 1 号）。

(ウ) 保育士が提供できる医療的ケア

平成23年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、看護師免許等を持たない保育士についても、一定の研修を受けた場合には、認定特定行為業務従事者として、次に示す 5 つの特定行為について実施することができる。

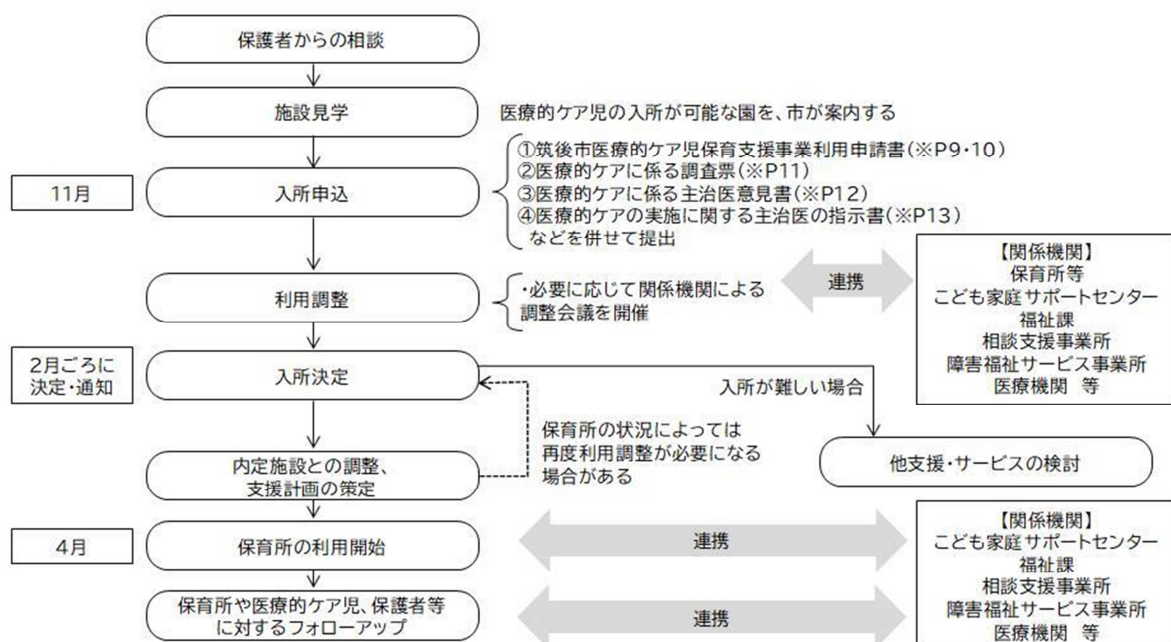
- (1) 口腔内の喀痰吸引
- (2) 鼻腔内の喀痰吸引
- (3) 気管カニューレ内の喀痰吸引
- (4) 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- (5) 経鼻経管栄養

4. 入所までの手続き

入所開始は 4 月 1 日を基本とし、受入時間の範囲は、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの担当看護師が対応可能な時間帯を原則とする。

医療的ケア児の入所までの手続きは、次のとおりとする。

■医療的ケア児による保育利用までの流れ(4 月入所の場合)



5. 実施計画の策定

保育所等は、医療的ケアの内容について「医療的ケア実施計画書(様式第 6 号)」(※P14)を作成する。その際、主治医等からの指示の内容も十分踏まえ、実施計画の内容について保護者と共有し、同意を得る。

なお、医療的ケアの内容は子どもの成長や経過とともに変更になる場合があり、それに応じて実施計画も見直しが必要になる。

6. 医療との連携

保育所等で適切に医療的ケアを実施するため、施設長や看護師等は、「医療的ケアに係る主治医意見書(様式第 3 号)」(※P12)及び「医療的ケアの実施に関する主治医の指示書(様式第 4 号)」(※P13)の内容や緊急時の対処法等を確認する。また、必要に応じて主治医との面談を実施する。

◆主治医との確認事項(例)

- ・集団生活の可否や医療的ケアへの対応に対する意見
- ・医療的ケアの実施に関する指示や実施手順
- ・支援計画の内容の確認、変更に関する指示
- ・医療的ケア児に関する緊急時の連絡方法

保育所等は、医療的ケア児の体調の急変や緊急時の場合に備えて、速やかに主治医医療機関、地域の医療機関(かかりつけ医)、訪問看護ステーション等と連絡できるように協力体制を整える。

また、医療的ケア児が入所する前に、保護者の同意のもと、嘱託医(園医)と情報を共有し、園内の感染症対策などに関しても、相談し、助言を受ける。

7. 保護者の了承事項

保育所等における医療的ケアの実施には、保護者の理解や協力が不可欠である。市及び保育所等は、受入可能性の検討や医療的ケアの実施に向けて、次に挙げる事項について、あらかじめ保護者に対して丁寧に説明し、協力と理解が得られるような十分なコミュニケーションを図る。

- ① 児童の安全を最優先とした上で、主治医の指示内容や留意事項、普段の子どもの様子等を踏まえ、保育内容や医療的ケアの実施計画等について、共に考えていくこと。
- ② 保育所等が主治医(必要に応じて訪問看護師も含む。)と速やかな連絡や継続的な相談等、協力体制を構築することができるよう、必要な調整をすること。
- ③ 医療的ケア児の健康状態など、状況の変化があった場合については、速やかに保育所等へ連絡すること。
- ④ 発熱症状等がない場合でも、保護者からの報告や子どもの状態等を踏まえ、安全な保育が困難であると判断した場合は、利用できない場合があること。

- ⑤ 体調が急変した場合は、保護者の了解を得ずに、緊急時の対応マニュアルに沿った対応をする場合があること。
- ⑥ 保育所等で感染症が発症した場合の対応について、事前に主治医に確認しておき、その内容について保育所等と共有すること。
- ⑦ 緊急時の連絡手段の確保を行うこと。
- ⑧ 医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足のないように毎日持参し持ち帰り、準備・点検・整備を行うこと。
- ⑨ 登所時、保護者と職員で持ち物(医療的ケアの物品・消耗品等)の確認をし、不備のある場合には、整うまで保育を行うことができない場合があること。
- ⑩ 医療的ケアを行った際に出た廃棄物は、原則、保護者が全て毎日持ち帰ること。

8. 保育ニーズの早期把握に向けて

保護者の就労等により、保育が必要な医療的ケア児が保育所等へ入所するためには、保育士や看護師など必要な人材の確保や関係機関との調整などに時間を要する場合が多く、市が保育のニーズを入所申込前の早期に把握することが必要である。

◆医療的ケア児の保育ニーズ早期把握の取り組み(例)

- ・乳幼児家庭訪問事業(新生児訪問事業)にて把握
- ・障がい担当部署、母子保健担当部署との情報共有
- ・療育支援機関や医療機関を通じた情報提供により把握

保育所等における医療的ケア児を含む障がい児の保育ニーズは増加、多様化している。市は、児童の受入体制が整わなかったことを要因とする待機児童を生まないために、関係機関との情報連携に努める。

○筑後市医療的ケア児保育支援事業実施要綱

令和6年6月 24 日

告示第 113 号

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等において、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(以下「医療的ケア児」という。)を受け入れる事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施施設 筑後市内に所在する保育所(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第1項に規定する保育所をいう。)及び認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)(以下これらを「保育所等」という。)で、市長が医療的ケア児の受入施設として認めるものをいう。

(2) 看護師等 看護師、准看護師、保健師若しくは助産師又は認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)附則第 10 条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)である保育士等をいう。

(対象児童)

第3条 この事業の対象児童は、市の住民基本台帳に記録されている子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 19 条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもであって、集団保育が可能であると市長が認めたものとする。

(医療的ケア実施の申請)

第4条 本事業を利用しようとする対象児童の保護者(以下「保護者」という。)は、筑後市医療的ケア児保育支援事業利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医療的ケアに係る調査票(様式第2号)
- (2) 医療的ケアに係る主治医意見書(様式第3号)
- (3) 医療的ケアの実施に関する主治医の指示書(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業の実施の決定)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、必要に応じて関

係機関との調整会議を行った上で、利用の可否を決定し、筑後市医療的ケア児保育支援事業利用可否決定通知書(様式第5号)により、保護者に通知するものとする。

(医療的ケアの実施)

第6条 実施施設は、医療的ケア実施計画書(様式第6号)を作成し、保護者に対して実施施設で実施する医療的ケアについて十分説明を行うとともに、その写しを市長に提出しなければならない。

2 前項の説明を受け、内容を承諾した保護者は、医療的ケア承諾書(様式第7号)を実施施設に提出し、その写しを市長に提出しなければならない。

(利用の変更等)

第7条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、筑後市医療的ケア児保育支援事業利用変更届出書(様式第8号)により、速やかに市長へ届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した内容に変更が生じたとき。
- (2) 対象児童の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の内容を変更するとき。

(利用の取消し)

第8条 市長は、対象児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、筑後市医療的ケア児保育支援事業利用取消決定通知書(様式第9号)により、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により、利用の決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する対象児童でなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が利用を中止し、又は決定を取り消す必要があると認めたとき。

(実施施設の責務)

第9条 実施施設は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 事業を円滑に行うため、保育所等での医療的ケア児等の支援に関するガイドラインに基づき、適切に対応すること。
- (2) 主治医の指示内容、搬送する医療機関、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに実施施設の職員に周知徹底を図ること。
- (3) 医療的ケア児が実施施設において安心して生活できる環境等を整えるために、医療的ケアを行う看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めること。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 医療的ケアの実施に必要な消耗品等及び第4条に規定する書類に係る費用については、保護者の負担の上で準備すること。
- (2) 対象児童の体調に異変があった場合は保護者へ連絡するため、実施施設と常に連絡が取れるよう努めること。
- (3) 対象児童の健康状態について、主治医の意見等で留意する点がある場合は、実施施設の看護師等及びその他の職員に伝えること。
- (4) その他実施施設において対象児童の健康で安全な生活を行うために調整を求めた場合は協力すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

様式第 1 号 筑後市医療的ケア児保育支援事業利用申請書

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

筑後市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

筑後市医療的ケア児保育支援事業利用申請書

筑後市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

対象 児 童	ふりがな 氏 名			
	住 所			
	生年月日	年 月 日	性 別	
主 治 医	医療機関名			
	所在地			
	氏 名			
医療的ケアの内容 及び方法				
利用期間		年 月 から 年 月 まで		
利用希望時間		時間／月		
添付書類		1. 医療的ケアに係る調査票 2. 主治医意見書 3. 主治医の指示書		

【 重要事項確認書 】

医療的ケア児の保育所等の受入れにおいて重要な事項を記載していますので、必ず1項目ずつ確認の上、確認済欄に☑をし、最後に署名してください。

No.	重要事項	確認済
1	あらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容及び緊急時の対応等を記載した「医療的ケアに係る主治医意見書（様式第3号）」及び「医療的ケアの実施に関する主治医の指示書（様式第4号）」を提出する必要があること。	☐
2	実施施設では関係法令及び主治医の指示書等に基づいて医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。また、看護師の不在等により、保育所等での医療的ケアが実施できない場合があること。	☐
3	保育中の医療的ケアに必要な物品を実施施設へ提供し、使用後の物品等については家庭に持ち帰ること。	☐
4	医療的ケア児が、新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。	☐
5	やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあること。	☐
6	登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。	☐
7	発熱、下痢、嘔吐等の体調不良の場合、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による医療的ケア児の引き取りをお願いすること。	☐
8	集団保育の場合は、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらうことがあること。	☐
9	医療的ケア児の症状に急変が生じ緊急事態と実施施設が判断した場合及びその他必要な場合には、主治医に連絡し、必要な措置を講じること。同時に医療的ケア児の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に、医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は、保護者等の負担となること。	☐
10	医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関で共有すること。また、必要に応じて、保護者の同意の上、保健師等に意見を求め、関係機関と共有すること。	☐

重要事項確認書の全ての事項を確認し、了承します。

保護者署名欄

様式第 2 号 医療的ケアに係る調査票

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

筑後市長 様

保護者名

住 所

連 絡 先

医療的ケアに係る調査票

筑後市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 4 条の規定により、対象児童の医療的ケアに係る調査票を提出します。						
対 象 児 童 名		性 別	年 齢	歳	生年 月 日	年 月 日生
診断名						
通院の 状況	医療機関名（ ）	診療科（ ）	通院頻度（ 回／ ）			
	医療機関名（ ）	診療科（ ）	通院頻度（ 回／ ）			
	医療機関名（ ）	診療科（ ）	通院頻度（ 回／ ）			
手帳等 の状況	☐ 身体障害者手帳（ 級） ☐ 知的障害者手帳（療育手帳）（ A ・ B ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ 級） ☐ 特別児童扶養手当（ 級）					
	身長／体重 身長： cm 体重： kg（測定日： 年 月 日）					
	コミュニケーション ☐ 会話（単語・二語文・文章） ☐ 絵カード ☐ 表情					
	内服薬 ☐ 無 ☐ 有（ 薬品名 内服時間 ） てんかん ☐ 無 ☐ 有（ 頻度 状況 ） アレルギー ☐ 無 ☐ 有（ ）					
運動機能		定額（ か月）寝返り（ か月）座位（ か月）這行（ か月）				
姿勢・移動	姿勢の 変え方	☐ 自立 ☐ 介助（一部・全部）※介助時の注意（ ）				
	姿勢の 保ち方	☐ 自立 ☐ 介助や支えが必要（一部・全部）※普段使用している物品（ ） ※普段よくしている姿勢（ ）				
	移動	☐ 自立 ☐ つかまり歩行 ☐ 歩行器 ☐ バギー ☐ 車椅子（自走・介助・電動） ☐ その他				
排泄	尿	尿意	☐ 無 ☐ 有（ 回／日）			
		方法	☐ トイレ ☐ おむつ ☐ 導尿（ 回／日） ☐ その他（ ）			
	便	便意	☐ 無 ☐ 有（ 回／日）			
		方法	☐ トイレ ☐ おむつ ☐ 導尿（ 回／日） ☐ その他			

様式第 3 号 医療的ケアに係る主治医意見書

様式第 3 号（第 4 条関係）

筑後市長 様

医療的ケアに係る主治医意見書

氏名	(年 月 日生) 歳 ヶ月
住所	
診断名	
主症状	
既往歴	
現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考になること	身長(cm) 体重(kg)
定期受診	月・週ごと
服薬状況(処方箋添付)	
医療的ケアの項目	☐ 導尿（ ☐ 一部介助 ☐ 全体介助） ()時間毎 カテーテルの種類() サイズ()Fr.
集団保育の中での生活	☐ 適当 ☐ 好ましくない
保育の制限	☐ 制限なし 同年齢児童と同じ強度・速度の生活及び運動が可能 ☐ 制限なし 本児童のペースで、発達に応じた生活及び運動が可能 ☐ 制限あり ()
保育上の支援	※発達や生活上の問題など ☐ 保育上、特別な支援を必要としない ☐ 部分的に必要とする ☐ 常に必要とする
予想される緊急時の状況及び対応	注意が必要な状態と対応(緊急搬送の目安等)
記入日	年 月 日
	医療機関名
	住所
	電話番号
	医師署名

様式第 4 号 医療的ケアの実施に関する主治医の指示書

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

筑後市長 様

医療機関名

医師名

所在地

連絡先

医療的ケアの実施に関する主治医の指示書

筑後市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 4 条の規定により、対象児童に対する医療的ケアについて指示書を提出します。						
対象児童名		性別		年齢	生年 月 日	年 月 日生
医療的ケア の内容	実施方法	指示内容及び配慮事項				
導 尿	☐ 有 ☐ 無	カテーテル製品名 () カテーテルサイズ () 回数 (時間おき 回/日)				
緊急時の対応						
保育施設での 生活上の注意 及び配慮事項 並びに活動の 制限等						

様式第 5 号 省略

様式第 6 号 医療的ケア実施計画書

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

施設名
代表者名
所在地
連絡先

医療的ケア実施計画書

筑後市医療的ケア児保育支援事業実施要綱第 6 条の規定により対象児童に対する医療的ケアについて実施計画書を提出します。						
対象児童名		性別	年齢	歳	生年月日	年 月 日生
作成者	(職名)	(氏名)				
実施担当者	(職名)	(氏名)				
医療的ケアの内容		実施手順		準備物・留意点		
利用期間 年 月 日～ 年 月 日 利用時間						
予想される緊急時の対応						
予想される緊急時の状態		対 応				

【緊急時の対応】

- (1) 緊急事態発生時は、主治医の指示内容を下に連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に保護者等に連絡します。
- (2) 保護者については、常に連絡が取れる体制を整え対応をお願いいたします。

様式第 7 号 省略

様式第 8 号 省略

様式第 9 号 省略

保育所等での医療的ケア児等の支援に関するガイドライン

発 行 令和7年 3 月

作 成 筑後市 市民生活部 児童・保育課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

電話 0942-65-7017

FAX 0942-53-1589
